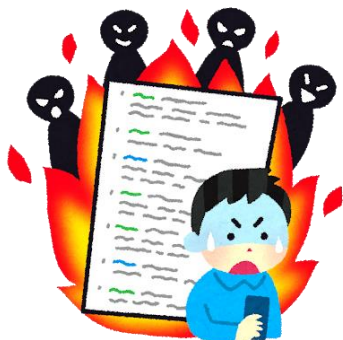


2月
26日

事業主・人事労務担当者のための労働法セミナー
人手不足時代の炎上しない労務管理
～働き方改革と実務対応～

参加
無料

2019年4月1日、働き方改革関連法施行で何がかわるか？
知っておきたい ～職場での問題社員への対処法～



2018年6月に働き方改革関連法が成立し、多岐にわたり労働法が改正され、早いものは2019年4月に施行されます。企業としての適正な労務管理が求められる中、近年では、TwitterやFacebookなどのSNS（ソーシャルメディアサービス）で、従業員等による不適切な情報が発信されることにより、企業が「炎上」トラブル等の被害を受け、信頼回復に多くの労力とコストがかかることが少なくありません。

本セミナーでは、使用者側の労働事件を専門に扱っている、向井弁護士が働き方改革と問題社員への対応や解雇にあたって、企業が注意しなければならないポイントを事例を交え説明します。



対応は
間違っ
ていま
せんか

日時 平成31年2月26日(火)
午後2時～4時

会場 練馬区立勤労福祉会館 会議室(大)
練馬区東大泉5-40-36
TEL 03-3923-5511
西武池袋線「大泉学園駅」南口下車
徒歩3分

内容 ・炎上・事件化は許されない時代に
・働き方改革と問題社員の処遇
・職場での問題社員への対処法

共催 (一社)練馬産業連合会
練馬区
東京都労働相談情報センター池袋事務所

参加費 無料
※ 定員50名(定員になり次第締切)

問合せ (一社)練馬産業連合会 練馬区豊玉上2-23-10 TEL 03-3991-0530

【講師】 向井 蘭 弁護士

昭和50年生まれ

平成9年 東北大学法学部卒業

平成13年 司法試験合格

平成15年 弁護士登録

(第一東京弁護士会)

平成15年 狩野法律事務所(現・杜若経営法律事務所)入所

平成21年 狩野・岡・向井法律事務所(現・杜若経営法律事務所)パートナー弁護士

主に使用者側の労働事件に関与

経営法曹会議会員(使用者側の労働事件を扱う弁護士団体)



「人手不足時代の炎上しない労務管理～働き方改革と実務対応～」セミナー申込書

事業所名			
所在地	〒		
電話		FAX	
氏名		氏名	

【お申し込み】 (一社)練馬産業連合会 FAX 03-3994-8008 TEL 03-3991-0530